

進学したい学生を 応援します!!

富山市では、富山県内の
大学等に進学する学生に対して
奨学資金を無利子で貸し付けます。
また、卒業後5年間市内で
正規雇用労働者として勤務した場合は、
返還を免除します。

入学奨学資金

10万円
(上限)

生活奨学資金

16万円
(年額)



対象者

次の要件を全て満たす方

- ・富山市内に住所を有する保護者の世帯に属する方(自宅通学に限る)
- ・非課税世帯に属する方
- ・高校を卒業した年に大学等に入学した方
- ・富山県内の大学・短大(夜間・通信制の学部を除く)の正規課程に在学している方

期間

貸付期間 正規の修業期間

返還期間 卒業後5年間

無利息

均等
払い

返還

5年間返還猶予を受けた場合 **返還を全額免除**

※猶予期間が5年間に満たない場合、一部免除(月割・年割等)はありません。

● 詳細は富山市ホームページで
<https://www.city.toyama.toyama.jp/HOME>
> 事業者の皆さま > 雇用・勤労者福祉 > 雇用支援
> 3.その他 > 富山で働く人材応援奨学資金について

スマートフォンはこちらのQRコードから
アクセスしてください。



申請・お問い合わせ先

富山市商工労働部商業労政課労政係
〒930-8510 富山市新桜町7番38号 FAX. 076-443-2183

TEL 076-443-2073

富山で働く人材応援 奨学資金貸付事業

富山市では、富山県内の大学等に進学する学生に対して奨学資金を無利子で貸し付けます。

また、卒業後5年間市内で正規雇用労働者として勤務した場合は、返還を全額免除します。

奨学金名	富山で働く人材応援奨学資金		
対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 富山市内に住所を有する保護者の世帯に属する方(自宅通学に限る) ● 非課税世帯に属する方 ● 高校を卒業した年に大学等に入学した方 ● 富山県内の大学・短大(夜間・通信制の学部を除く)の正規課程に在学している方 		
申請期間	大学等に入学した日から、同年5月末日まで(申請できるのは入学した年のみ)		
奨学金の額	区分	金額	対象期間等
	入学奨学資金	10万円(上限)	1回(入学時)
	生活奨学資金	16万円(年額)	正規の修業期間
	<p>※他の奨励金等により減免や免除を受ける場合は、減免・免除後の金額を対象経費とします。 ※入学奨学資金は実際に納入する額を対象経費とします。</p>		
貸付期間	正規の修業期間		
返還期間	卒業後5年間(無利息、均等払い)		
返還免除について	<p>5年間返還猶予を受けた場合は、返還を全額免除</p> <p>※猶予期間が5年間に満たない場合、一部免除(月割・年割等)はありません。</p>		
返還猶予要件	<p>修学 ・学位の取得(正規の修業期間×1.5の期間中に取得したこと)</p> <hr/> <p>就業 ・市内に事業所を有する企業等に正規雇用労働者として雇用されていること</p> <p>・市内に引き続き住所を有していること</p> <p>※市外への転勤等による、市外への転出は可</p> <p>・市税を滞納していないこと</p>		
返還猶予方法	返還猶予期間は1年単位とし、要件確認により延長可能(最長5年間)		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市の他の奨学資金の貸付又は給付との併用はできません。 ・国の高等教育の修学支援制度(給付奨学金・授業料等減免)を積極的に活用してください。 ・卒業後、1年間に限り、市内に事業所を有する企業等に正規雇用されるための就職活動中でも猶予申請が可能です。ただし、返還免除の要件である猶予期間には含まれません。 		